

APEC エンジニア登録更新申請をされなかった場合の再登録手続きについて (登録有効期限後1年以内の場合)

このご案内は技術士の方(技術士資格を元に APEC エンジニアに登録された方)に向けたものです。建築士の方は、公益財団法人建築技術教育普及センター(電話 03-6261-3310)にお問い合わせください。

1. APEC エンジニア(技術士)登録の更新

APEC エンジニアの登録には5年の有効期間が設定されており、登録の更新審査の申請をされなかった方は、有効期限をもって登録が失効します。

ただし、登録が失効した場合でも再登録の手続きにより、登録の更新を受けることが可能です。

2. 再登録には下記の手続き(ケース(1)、ケース(2)-①、ケース(2)-②)があります。

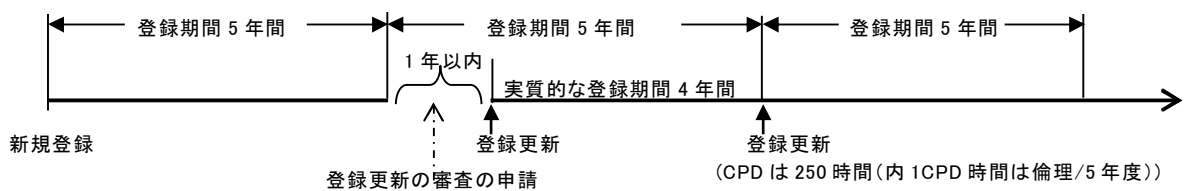
(1) 登録有効期限後1年以内の登録更新で、有効期限の満了日の翌日まで遡って登録を継続する場合:

- ・登録有効期限後1年以内の方については、「継続更新が可能な者」のリストに掲載します。
- ・登録有効期限後1年以内に、登録更新申請時から過去6年度で300CPD時間以上のCPD(内1CPD時間以上倫理に関するもの)を満たして登録更新申請を行い、審査を経て登録更新をすれば、有効期限の満了日の翌日まで遡って登録を継続することができます。
- ・申請方法・使用書式は原則として通常の登録更新手続き

https://www.engineer.or.jp/c_topics/003/003702.html

と同様ですが、必要なCPDの期間・時間が上記通り異なりますので、提出書式の内「CPD時間チェック表」は通常の登録更新の場合の書式ではなく、「CPD時間チェック表(遡って更新用)」を使用してください。

- ・それ以外の手続き書類(CPD記録シート等)は通常の登録更新と同様です。手引きは通常の登録更新のものを参照してください。



- ・「APEC エンジニア登録更新申請書」の内、「(4) APEC エンジニア」の「手続きの種類」欄は、「有効期限後1年以内にする、遡って更新」を選択してください。それ以外の手続きは、通常の登録更新申請と同一です。

手続きの種類 (記入例)

- () 有効期間満了に伴う登録更新 (レ) 有効期限後1年以内にする、遡って更新
() 失効したため再登録 () 有効期間満了を待たずに行う繰上げ更新

・登録更新申請書提出時期：

登録有効期限後1年以内に受付が締切られる回の APEC エンジニア登録更新受付期間内に、申請時から過去6年度で300CPD時間以上(内1CPD時間以上倫理に関するもの)を満たしたCPD記録を必要書類に添付して登録更新申請を行ってください。

審査の都合上、有効期限後1年が経過する前に申請の受付締切り日が到来しますので、十分ご注意ください。 それ以降の申請分は下記(2)-①と同様の扱いになります。

・更新後の登録有効期限は前回登録有効期限の翌日から5年間とします。

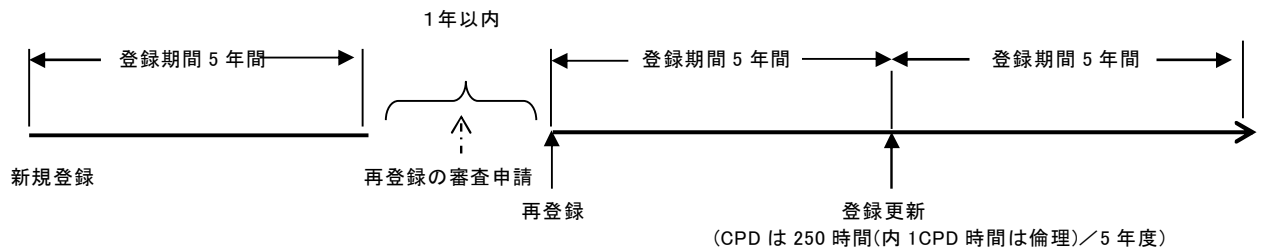
(2)-① 登録有効期限後1年超経過して登録更新:

この場合については、別紙「APEC エンジニア登録有効期限後1年超経過した場合の再登録手続きについて」を参照してください。

(2)-② 登録有効期限後1年以内の登録更新の場合で、上記(1)による「遡って更新」を希望しない場合:

・登録更新申請時から過去5年度のCPDが250CPD時間(内1CPD時間以上倫理に関するもの)以上必要です。

・再度の登録有効期間は登録更新手続き完了後5年間となります。



・「APEC エンジニア登録更新申請書」は、通常の更新の場合の書式を使用しないでください。

「APEC エンジニア登録更新申請書」の内、「(4) APEC エンジニア」の「手続きの種類」欄は、「失効したため再登録」を選択してください。それ以外の手続きは、通常の登録更新申請と同一です。

・APEC エンジニア登録証に表示される登録日は、改めて再登録を行った日を表示します。

手続きの種類 (記入例)

- | | |
|-------------------|------------------------|
| () 有効期間満了に伴う登録更新 | () 有効期限後1年以内にする、遡って更新 |
| (レ) 失効したため再登録 | () 有効期間満了を待たずに行う繰上げ更新 |

・登録有効期限後1年以内の登録更新(遡らないで更新)する場合の更新申請書提出時期: 各回の更新申請受付期間に提出を行ってください。

3. CPD を計上する際に参照する文書

https://www.engineer.or.jp/c_topics/003/003013.html からダウンロードできます。

[日本技術士会 Top](#) > [技術士 CPD](#) > [CPD 登録・証明書発行など](#) > [技術士 CPD の登録体系\(区分、算定基準\)](#)

※技術士 CPD ガイドラインは、適宜改訂され、CPD 登録コードや CPD 時間算定基準等が従来のものと変更になりますので、ご注意ください。

4. その他

(1)登録更新申請をせずに新規申請をすることについては、これを受け付けません。

(2)APEC エンジニア登録の更新の手続き審査の内容等については、APEC エンジニア・モニタリング委員会や各エコノミーの動向を勘案して、適宜、変更することがあり得ますので、その点ご了承ください。

5. 問い合わせ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 2 階
公益社団法人 日本技術士会 APEC エンジニア・モニタリング委員会事務局

<https://www.engineer.or.jp/apec00.html>

以上